

令和3年度 第2回此花区区政会議でいただいたご意見に対する取組

対応分類：①対応済（継続実施） ②令和3年度から対応中 ③令和3年度では対応できないが今後引き続き検討予定 ④対応困難又は対応不可

No	委員からいただいたご意見	委員名	対応分類	取組(案)	担当
1	全生徒にパソコンが配布されたが、パソコンを使って「イジメ」等はないのか。	岩井委員	①	学校が管理するノートパソコンやタブレットの使用に伴う「イジメ」に関する報告はございません。しかしながら私物のスマホやパソコンによるSNS（チャット、ライン等）でのトラブルはあることから、各学校にてパソコンやスマホの使い方に関するルールを教える取り組みが実施されています。区としても今後も継続的に学校との連携を図って参りたいと考えております。	教育支援・環境
2	歩行者の信号機すべてで音が出るようにすれば、視覚障害の方も少しは安心して横断できるのでは。	岩井委員	①	所管である大阪府警察に左記のご意見を伝えたと、以下の説明がございました。 「全部の信号機に音の出る歩行者用信号機を設置することは難しく、現在は需要のある場所のみ設置している状況です。新たに設置を要する場所がある場合は、個別で具体にご検討いただいた上で管轄の警察署にご申請いただければ、管轄の警察署の調査後に設置する場合もございますので、よろしくお願いたします。」	総合調整
3	「福祉」に関して、区政会議での説明資料が平成27年の国勢調査のデータだったが、令和2年の国勢調査のデータは出せなかったのか。	大山委員	①	令和2年国勢調査の単身高齢者世帯数につきましては、令和3年11月30日に政府統計の総合窓口「e-stat」において公開がされました。此花区の単身高齢者は5,202世帯となっており、会議では口頭でご報告をさせていただきました。 委員のご意見のとおり、資料作成に際しまして公開日の確認が不十分でしたので、今後は、最新の情報を資料に反映するよう努めてまいります。なお、令和4年度運営方針は、素案から案となる時点で修正いたします。	福祉
4	島屋連合では、11月下旬に一泊避難訓練を実施したが、テント・シート・寝袋・カイロ等の準備をしても寒くて寝られなかった。防寒対策になるような避難時の持ち物についてもアナウンスが必要かと思う。	大山委員	③	災害時の環境に応じた避難時の持ち出し品も大事であることから、今後、地域の防災訓練の場や区広報紙やホームページ等を活用して、啓発していきたいと考えております。	危機管理

令和3年度 第2回此花区区政会議でいただいたご意見に対する取組

対応分類：①対応済（継続実施） ②令和3年度から対応中 ③令和3年度では対応できないが今後引き続き検討予定 ④対応困難又は対応不可

No	委員からいただいたご意見	委員名	対応分類	取組(案)	担当
5	Cocoチャレンジルーム事業について、「一定の成果が見られた為に終了」ということに疑問が残る。Cocoチャレという場所があったからこそ、やっと勉強をする場ができた児童は、自分の知る限り少なくとも数名はいる。大人は子供に対して「責任」を持つべきで、早急に何か別の方法を見つけられないものかと思う。また、「一定の成果」とは学習時間の確保ということだったが、それは取り組んだら当たり前に出てくる「やりました」という事実で、成果と言えないのではないか。	角林委員	③	CoCoチャレンジルーム事業は、本市の貧困対策として3年間の重点施策により平成30年度にスタートしました。その後、1年間の延長を経て、開始当初に掲げた「授業以外での勉強時間が1時間未満の児童の割合を減らす」という目標を達成したことから、令和4年3月末をもって終了することとなりました。目標を達成できたのは、子どもたちの頑張りもさることながら、それを支えてくださった学習指導員のみなさまのお力添えのおかげであり、あらためて深く感謝申し上げます。本事業は終了となりますが、此花区の子どもたちの学習習慣の状況については引き続き各学校と情報共有を図り、必要とされる取り組みを検討して参りたいと考えております。	教育支援・環境
6	高齢者の見守りについては、民生委員の補助的な役割と思う。自分としては、プライバシーの保護の観点から受けるのは難しいと思う。	河上委員	①	地域住民による見守り活動は、いわゆる福祉分野の「見守り活動」だけではなく、他の分野で活動をする方々にも取り組んでいただき、地域の目を増やしていただくことが大切です。 民生委員児童委員やこのはな地域見守りタイによる見守り活動につきましては、地域で顔見知りになっている高齢者、障がい者又は子どものちょっとした異変に注意をしていただくものです。 委員のご意見のとおり、見守り活動は、見守り対象者のプライバシーに配慮しながら行うことがとても大切です。見守り活動の中で知り得た情報を守ることは、地域での信頼関係を築く上でとても重要であると考えております。	福祉

令和3年度 第2回此花区区政会議でいただいたご意見に対する取組

対応分類：①対応済（継続実施） ②令和3年度から対応中 ③令和3年度では対応できないが今後引き続き検討予定 ④対応困難又は対応不可

No	委員からいただいたご意見	委員名	対応分類	取組(案)	担当
7	AEDの設置場所が少なく思う。	北谷委員	①	<p>所管である健康局に左記のご意見を伝えたと、以下の説明がございました。</p> <p>「AED(自動体外式除細動器)については、平成16年7月から、一般の人でも使用が可能となり、公共施設での設置が進んでおり、大阪市施設（関連施設を含む）へのAED 設置場所は、令和3年4月現在で491 か所（市内485 か所、市外6 か所）となっています。</p> <p>また、大阪市関連施設のAED 設置場所が確認できるよう、区別の設置場所一覧を本市ホームページに掲載し、地図情報サイトマップナビおおさかにも設置場所を表示するなど、緊急時にAED が利用できるよう周知に努めています。</p> <p>その他にも、『全国AED マップ（日本救急医療財団：厚生労働省）』や、『地域別AED 情報（大阪府）』にAED の設置情報が公開されており、本市におきましても、AED 設置者に対し、両サイトへ情報登録いただくようホームページにて協力を呼びかけております。</p> <p>今後とも、いざという時の救命の効果を高めるため、AED の設置場所についての情報提供に努めてまいります。」</p> <p style="text-align: right;">（健康局健康推進部健康施策課）</p>	総合調整
8	正蓮寺川公園がトンネル等で1つにつながると良いと思う。	北谷委員	④	<p>所管である建設局に左記のご意見を伝えたと、以下の説明がございました。</p> <p>「正蓮寺川公園につきましては、正蓮寺川の河川内に阪神高速道路淀川左岸線を整備するにあわせて、埋め立てた上面を正蓮寺川歩行者専用道と一体的に整備を進めております。</p> <p>正蓮寺川公園および正蓮寺川歩行者専用道においては、整備区間を横断する道路（旧千鳥橋、旧森栄橋等）が設置されておりますが、これら道路の下にトンネルを設けた場合、防犯面（死角が発生）や環境面（野宿生活者の発生、不法投棄の恐れ）等の問題が考えられます。</p> <p>そのため、トンネルを設けず、正蓮寺川公園からスロープで接続する整備内容となっております。」</p> <p style="text-align: right;">（建設局 道路部街路課・公園緑化部公園課・企画部企画課）</p>	総合調整

令和3年度 第2回此花区区政会議でいただいたご意見に対する取組

対応分類：①対応済（継続実施） ②令和3年度から対応中 ③令和3年度では対応できないが今後引き続き検討予定 ④対応困難又は対応不可

No	委員からいただいたご意見	委員名	対応分類	取組(案)	担当
9	若い人の地域活動やイベントへの参加がしやすい環境が必要だと思う。	北谷委員	①	若い人が参加している他の地域、他区の地域活動やイベントなどについて情報提供をしていきます。また、その活動やイベントに関連した意見交換の場づくりなどをまちセンと協働して提供していきますのでご参考にいただければと思います。	市民協働
10	区政会議の運営は、此花区がまとまりのある素晴らしい安全安心まちづくりには欠かせないと感じる。地域のみんなで協力して、No.1に此花区になれたらと思う。	口池委員	③	此花区役所としましても、区政会議は区民の皆様のご意見を直接伺うことが出来る貴重な会議であると考えております。区政会議の開催方法を見直すなど、より住みよいまちづくりが実現できるよう、進めて参りたいと考えております。	総合調整
11	舞洲緑道の整備（草刈り・トイレの設置・海岸清掃）について、区民の健康増進対策として役立つので、目処を教えてください。	小林委員	①	<p>所管である大阪港湾局に左記のご意見を伝えたと、以下の説明がございました。</p> <p>「大阪港湾局では、年に2,3回程度の頻度で除草作業を行っております。それ以外の表面管理（植樹の剪定など）については現在、大阪市建設局に委託しているところです。特に悪い範囲を簡易的に直している程度ですが、緑道の縁石や舗装の補修も行っており、来年度も簡易補修を継続実施を行う予定です。トイレに関しましては、現在使用不可となっておりますが、今年度補修工事を実施し令和4年4月からは使用可能となる予定です。海岸清掃に関しましては、NPO法人にご協力いただき月1回の除草とごみ拾いを実施しており、来年度も継続実施する予定です。」</p> <p style="text-align: right;">（大阪港湾局施設管理課）</p>	総合調整

令和3年度 第2回此花区区政会議でいただいたご意見に対する取組

対応分類：①対応済（継続実施） ②令和3年度から対応中 ③令和3年度では対応できないが今後引き続き検討予定 ④対応困難又は対応不可

No	委員からいただいたご意見	委員名	対応分類	取組(案)	担当
12	見守りボランティアの募集を、広く区民が知ることが出来るように方法と媒体を考えてほしい。	小林委員	①	<p>このはな地域見守りタイの見守りボランティアの募集につきましては、「此花区社協だより」におきまして、活動の紹介と見守りボランティアをしてくださる方の募集を行いました。</p> <p>委員のご意見のとおり、見守りボランティアへの参加を促すためには、このはな地域見守りタイの活動を区民の方々へ知っていただくことが必要と考えております。</p> <p>現在、区社会福祉協議会では、このはな地域見守りタイのステッカーを見守りボランティアへ配布し、玄関などへ貼っていただくことを考えております。</p> <p>今後は、見守りボランティアをはじめ地域の皆様方のご協力も頂きながら、ステッカー、広報紙、ホームページ、SNSの多様な媒体による情報発信をすすめてまいります。</p>	福祉
13	区政会議について、4つの課題を1回で行うことは時間的にも無理なので、分科会などに分かれて行うことはできないのか。	寺岡委員	③	<p>他の区政会議委員の方からも、区政会議の開催方法に対するご意見をいただいております。此花区役所としましても開催方法を見直す必要があると考えております。次回の区政会議では、より多くの委員の皆様のご意見を伺うことが出来るよう、改善して参りたいと思います。</p>	総合調整
14	地活協とか見守りタイについて、あまり理解されていないことが多いので、もっと知ってもらおう工夫が必要だと思ふ。	西尾委員	①	<p>地域活動協議会につきましては、区広報紙で地域活動協議会の活動内容紹介を毎月行うとともに、転入者グッズや成人式に配付する資料に地域活動協議会の説明が記載されたチラシを同封しました。また、まちづくりセンターのホームページ、フェイスブックにおいても、地域活動の紹介を行っております。</p> <p>このはな地域見守りタイにつきましては、此花区役所や此花区社会福祉協議会のホームページ、「此花区社協だより」におきまして、活動の紹介を行っております。</p> <p>委員のご意見のとおり、「地域」や「福祉」への理解を高め、地域活動をはじめのきっかけとなる情報発信が必要と考えております。区役所としましても、情報発信の強化を地域の皆様方やまちづくりセンター、区社会福祉協議会と一緒に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>	市民協働 福祉

令和3年度 第2回此花区区政会議でいただいたご意見に対する取組

対応分類：①対応済（継続実施） ②令和3年度から対応中 ③令和3年度では対応できないが今後引き続き検討予定 ④対応困難又は対応不可

No	委員からいただいたご意見	委員名	対応分類	取組(案)	担当
15	災害時仮設トイレ用マンホールは、どの公園にいくつぐらいあるのか。すぐに使用できる状態であるのか。町会などには有無を知っているのか。	山本(哲)委員	①	<p>所管である建設局に左記のご意見を伝えたと、以下の説明がございました。</p> <p>「<どの公園にいくつぐらいあるのか> 建設局では市内の広域避難場所34地区のうち現在29地区への整備が完了しており、合計1,410基を設置しています。此花区では、高見公園へ23基整備しております。</p> <p><すぐに使用できる状態であるのか> 災害時には、本市からの要請により、下水道維持管理の包括委託先であるクリアウォーターOSAKA(株)と災害協定を締結している(一社)日本建設業連合会がそれぞれ蓋開けと仮設トイレ及び仮囲いの設置を行うこととなっており、できるだけ早くマンホールトイレをご使用いただけるように体制を整えています。</p> <p><町会などには有無を知っているか> マンホールトイレの整備箇所や整備数などの情報は、本市ホームページで公表しています。 URL:https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000008473.html 」</p> <p style="text-align: right;">(建設局下水道部調整課)</p>	総合調整
16	21時以降に1人で公園で遊んでいる児童を見たことがあり、虐待なども考えられるが、そういった件への対応や夜間巡視、必要な予算のなどは確保しているのか。	山本(哲)委員	①	<p>委員のご意見のありました事例の対応につきましては、まずは児童へ帰宅を促していただき、その際、児童虐待が疑われる場合は、大阪市児童虐待ホットライン(電話番号 0120-01-7285)、子どもの虐待ホットライン(児童虐待防止協会)(電話番号 6646-0088)又は児童相談所虐待対応ダイヤル(電話番号 189)まで通報をお願いいたします。</p> <p>区役所におきましては、児童虐待防止を目的として、行政が主体となった夜間巡視の予算の確保は行っておりません。引き続き、「子ども110番の家」など地域団体の防犯の取り組みの中で、地域の皆様方のご協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>	福祉